

# 特定非営利活動法人 テクテク大津

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(名称)

#### 第 1 条

この法人は、特定非営利活動法人 テクテク大津 と言う。

(事務所)

#### 第 2 条

この法人は、主たる事務所を、滋賀県大津市におく。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

#### 第 3 条

この法人は、視覚障害者に対しての同行援護及び移動支援、代読、代筆に関する事業を行うことにより、視覚障害者の社会への完全参加を目指すとともに、視覚障害者並びに同行援護者が、互いに人格を尊重する中での、研修啓発を通じて、福祉、健康、技術、文化、友好親善の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

#### 第 4 条

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

#### 第 5 条

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業と

して、次の事業を行う。

- (1) 視覚障害者に対し、同行援護、移動支援、代読、代筆の援護・支援を行う同行援護者及び移動支援者派遣事業
- (2) 講演会、講習会及び研修会等開催事業
- (3) 福祉有償運送

### 第3章 会 員

(種別)

#### 第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進に協力するために入会を希望して、理事会の承認を得た、個人又は団体

(入会)

#### 第7条

会員の入会については、次の各号の通りとする。

- (1) 正会員の入会については、この法人の目的に理解のあるものであれば、特に条件を定めない。
- (2) 賛助会員の入会については、理事会の承認を得なければならない。
2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
4. 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(入会の費用)

#### 第8条

会員の入会については、入会金その他会費納入の定めはない。

(会員の資格の喪失)

#### 第9条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

#### 第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

#### 第11条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

#### 第12条

この法人に対し抛出した金品については、以後返還はしない。

### 第4章 役員、職員及び諮問委員

(種別及び定数)

#### 第13条

この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事の定数は、5人以上、17人以内とする。  
但し、理事のうち5分の4以上は視覚障害者であることとする。
  - (2) 監事の定数は、1人以上、2人以内とする。
2. 理事のうち、1人を理事長とし、2人以上4人以内を副理事長とする。

(選任等)

#### 第14条

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3. 役員の中には、各々の役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼務することができない。

#### (職務)

#### 第15条

理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行状況の監査をすること。

(2) この法人の財産状況の監査をすること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産状況に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の職務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

#### 第16条

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3. 補欠又は増員により就任した役員任期は、各々の前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

#### 第17条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条

役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員は、その職務執行のために要した費用をこの法人に請求することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条

この法人に、事務局長、その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

(顧問、相談役)

第21条

この法人は、理事会の承認を経て、顧問及び相談役をおくことができる。

## 第5章 総 会

(種別)

第22条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

## 第24条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く、第51条において同じ）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 職員の組織及び運営
- (9) その他経営に関する重要事項

（開催）

## 第25条

通常総会は毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集を請求したとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

## 第26条

総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、理事長は請求の日から40日以内にこれを招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

## 第27条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

## 第28条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

#### 第29条

総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ書面で通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数以上の賛成を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会決議があったものとみなす。

(表決権等)

#### 第30条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は議長に表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、その総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

#### 第31条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(書面表決者及び表決委任者がある場合、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以

上の署名又は記名押印がなければならない。

3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会決議があったとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

### 第32条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

### 第33条

理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

### 第34条

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

### 第35条

理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し

た書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

### 第36条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

### 第37条

理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって、あらかじめ書面で通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

### 第38条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、その理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

### 第39条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名  
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以上の署名又は記名押印がなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

#### 第40条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

### (資産の区分)

#### 第41条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

### (資産の管理)

#### 第42条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

#### 第43条

この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

#### 第44条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

### (事業計画及び予算)

#### 第45条

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

#### 第46条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条

予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条

この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条

予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第52条

この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証取消し
2. 前項第1号の解散決議は、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき

に残存する財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会に帰属するものとする。

(合併)

第55条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条

この法人の公告は、官報及びこの法人の掲示板に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第57条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の役員については定款で定めることとし、次のとおりとする。

理事長	曾 我 昌 輝
副理事長	松 浦 勝 彦
同 上	浅 川 眞理子
同 上	前 田 眞 里
同 上	竹 内 啓
理 事	河 面 愛 子
同 上	西 村 猛
同 上	寺 本 サツ子

同	上	八	田	幸	子
同	上	勝	宮	重	松
同	上	齋	藤	佳	子
同	上	益	田	な	み子
同	上	中	川	孝	次郎
同	上	林		和	子
同	上	住	澤	て	い子
同	上	竹	中	三	枝子
同	上	走	邊	宏	
監	事	北	代	元	雄
同	上	梶	田	義	和

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条1項の規定にかかわらず、法人設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、法人設立の日から、平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の主たる事務所所在地の詳細は、滋賀県大津市本丸町6番28号 滋賀県鍼灸マッサージ会館内とする。